

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

平成28年10月25日（火）午後2時00分～午後3時55分

2 場所

福岡地方裁判所小倉支部大会議室

3 参加者

裁判員経験者6人

司会者 中牟田 博 章（福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部部総括判事）

裁判官 藏 本 匡 成（福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部判事）

裁判官 山 崎 岳 志（福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部判事補）

検察官 松 永 拓 也（福岡地方検察庁小倉支部検事）

弁護士 川 原 秀 範（福岡県弁護士会北九州部会所属）

4 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

※ 裁判員経験者を着席順に「1番」等と表記する。

○司会者

それでは、時間になりましたので、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は、司会を担当させていただきます、福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部の裁判官の中牟田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、法曹三者からも出席させていただいております。私のほうから簡単に紹介させていただきます。

裁判所からは、第2刑事部の藏本裁判官と山崎裁判官、検察庁からは松永検察官、弁護士会からは川原弁護士に出席していただいております。

裁判員経験者の意見交換会というのは、まさに裁判員裁判を担当していただいた皆様方から裁判員を務められた際の感想や御意見をうかがいまして、これから裁判員になられる方、あるいは広く国民の皆様方に、実際に裁判員裁判を経験してみて、どうだったかということを知っていただくという趣旨が1つございます。

また、それと併せて皆様方の御意見、御感想などを具体的にうかがう中で、これを次のよりよい裁判につなげていくためのきっかけとさせていただきたいという趣旨もございます。

本日御出席いただいている方を見ますと、それぞれ別々の事件を担当されているようですので、幅広い事件について御意見をうかがえるかと思っております。ぜひ、積極的に忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に大まかな進行について説明をさせていただきます。今申し上げた趣旨で、まずは実際に経験された裁判について一言感想を言っていただきまして、皆様から一通りうかがった後に、裁判員に選ばれるまでの手続における感想や御意見、選ばれてから法廷での審理に立ち会われたときの感想や御意見、さらに、裁判官を交え

た評議における感想や御意見をいただこうと思っております。

最後に、報道機関からの質問にお答えいただく時間を設けたいと考えております。

全体として2時間程度を予定していますので、適当なところで休憩を挟みながら進行させていただこうと思っております。

それでは中身のほうに入らせていただきます。先ほど申し上げたとおり、皆様が担当された事件が別個ですので、まず、陪席の山崎裁判官から簡単に事案を紹介してもらい、続いてお一人ずつ感想をおっしゃっていただこうと思っております。それでは、山崎裁判官をお願いします。

○山崎裁判官

それでは、山崎から、本日御参加いただいております皆様が担当された事件の概要を簡単に説明させていただきます。

まず、1番の方には、自動車を猛スピードで走らせて、角を曲がりきれずに道路脇の電柱に激突して、同乗していた2名のうち1名を死亡させて、もう1名に後遺症を負わせたという事件を担当していただきました。

○司会者

1番の方、いかがでしょうか。

○1番

裁判員に選任されてから判決まで、自分の想像以上に自分の率直な意見を数多く述べることができたし、何の先入観も持たずに、真っさらな感覚で判決まで臨めたかなと思えました。それは意外にびっくりしました。

私が担当した事件はお一人亡くなられて、お一人重傷だったのですが、刑は意外と軽いものだなという印象があります。それに対して、何か悲しいな、せつないなという気持ちが残りました。以上です。

○司会者

ありがとうございました。次に2番の方についてをお願いします。

○山崎裁判官

2番の方には、被害者の家に侵入して強姦しようとしたが、抵抗されてできず、その際に被害者に傷害を負わせた事件などを担当していただきました。

○司会者

まず、一言御感想をお願いします。

○2番

とにかく初めてのことだったし、ショックな面もありましたけど、殺人とかではなかったので、気分的には少し楽でした。しかし、内容的なこともあったのか、帰りましたら3日間ほど頭がうずきました。被告人は、わりかし落ち着いた感じでしたが、父親のほうがおろおろおろおろしていたのが印象に残っております。お母さんは堂々とされていましたが、自分がその立場だったら、法廷には出て来られないなと思いました。

○司会者

ありがとうございました。3日間ほどというのは、判決が終わってからですか。

○2番

はい。判決が終わって自宅に帰った後です。

○司会者

ありがとうございます。

では、3番の方の担当事件を紹介してください。

○山崎裁判官

3番の方には、路上で被害者を押し倒してわいせつな行為をして、その際に傷害を負わせた事件などを担当していただきました。

○司会者

一言感想をお願いします。

○3番

私ももちろん初めて担当させていただいたんですけども、死亡とか、殺人と比較すると軽いほうの犯罪でしたので、正直言ってほっとしました。

しかし、やはり先ほどの方も言われましたけれども、3日間かけて事件の最初から最後までを、繰り返し再現していく中で、2番の方と同じように、とても気の重い3日間を過ごしました。同じ人間として、人のことを判断するというのは、私が思っていた以上にとても難しいことだなと実感いたしました。

○司会者

ありがとうございました。

では、4番の方についてお願いします。

○山崎裁判官

4番の方には、被害者を連れ出して、車で連行して、途中で降ろして、凶器を使って殺害しようとしたが未遂に終わり、その後も知人の家に監禁した事件を担当していただきました。

○4番

私も皆様と同様、初めての経験でしたので、随分戸惑いも多かったんですけど、大変丁寧な証拠調べや、加害者、被害者に対する思いやりのある態度を法廷で目の当たりにして、一人の人の人生にかかわって、赤の他人の方がこんなにも一生懸命に考えてくださることに大変驚きました。

○司会者

ありがとうございます。

では、続いて5番の方。

○山崎裁判官

5番の方には、父親の家に侵入して、父親を多数回殴打する暴行を加えて、通帳などを奪い、その際に傷害を負わせた事件を担当していただきました。

○5番

私も初めて裁判員を務めましたが、この事件は争点の少ない事件で、量刑の判断が中心となるような事件でした。その中で（病名）という言葉も初めて知り、こういう障害がある人も結構いるんだなというふうに思いました。判決の後、被告人が

どうなっているのか知りたいというふうに感じました。

○司会者

では、6番の方、お願いします。

○山崎裁判官

6番の方には、ナイフで被害者を脅して、被害者が乗っていた車を奪おうとしたが、ナイフをつかまれて未遂に終わり、その際に傷害を負わせた事件などを担当していただきました。

○6番

皆様と同じく、僕も当然初めてだったんですけれども、私が担当した裁判というもの、量刑が主な争点となった裁判でした。裁判員の皆様も、とにかく被告人に対してあきれた、あきれたと、そういう空気の中での評議に終始していたというところが印象に残っています。とにかく非常にいい経験をさせてもらったと思っています。

○司会者

ちなみに、あきれたっていうのは何の点についてあきれたということがあったんですか。

○6番

強盗致傷の事件に至るまでに、被告人が別に道交法違反の事件も起こしていて、むしろそちらにあきれたということです。

○司会者

ありがとうございます。

これで大体、ざっとですけれども、皆様いろいろな事件に携わっていただいたんだということがわかったと思います。それでは、次に、裁判員候補者になってから、実際に選任されるまでの段階のことについてうかがいたいと思います。

まず、最高裁判所から大きな封筒が前の年の11月に皆様に届いたというところから始まって、その後、具体的な事件についての候補者に選ばれましたという封筒

が届いたかと思えます。

そこの辺りのところを少し思い出していただいて、期日が迫って調整がしにくかったとか、あるいは別の感想でも結構ですので、何かございませんでしょうか。

1番の方からお願いします。

○1番

最高裁判所って書いた分厚い封筒が届いてるよと言って、最初にポストから持ってきたのが娘だったんですけども、その時に娘から、お父さん何したんって言われました。もちろん、何もしてないですし、心当たりもありませんでしたが、現実にはその封筒の分厚さを見たときに、あ、これかというのが最初の驚きでした。

それから、裁判所に呼び出されたときは、その封筒を受け取った方が40名ほどいたと思うんですが、40名くらいの中から裁判員6名が選ばれるということでしたんで、まさか自分が当たるわけないなと思っていました。私、個別質問のときに、これって仕込んでないですよねというふうなことをお尋ねしたんですけど、ずっと見ている限り、選任手続も客観的に進められていたと思います。裁判所に最初に来るまではちょっと気が重たかったですけど、それ以降は余り負担になることもなく、スムーズに進んでいきました。以上です。

○司会者

1番の方のスケジュールでいいますと、火曜日に選任手続、第1回公判が翌週月曜日と、少し間が空いてたと思うんです。これは、例えば仕事の調整だとか、家庭のいろいろな調整だとかを考慮して、1つの試みとして若干日を空けてみたのですが、その点で何か御感想はありますか。

○1番

それは日を空けたほうが調整をしやすいですから、ちょうど私のときはよかったですね。日程を決めるに当たっては、余り詰まり過ぎると調整が難しいでしょうか、ある程度の時間の余裕を見ていただいたほうが調整しやすいんじゃないかとは思いました。

○司会者

ありがとうございました。

では、2番の方、一番最初の選任までの辺りで、何か御感想、御意見はございませんでしょうか。

○2番

最初に封筒をいただいたときは、療養中でして、東京に住む子供からも行かなくていいんじゃないのって言われたんですけど、少しでもお役に立てればなという気持ちから裁判所に行きました。まさか本当に選ばれるとは思っていませんでしたけど、個別質問手続のときに、もし急に体調が悪くなったときは御迷惑かけるから止めておいたほうがいいですかねってお話したところ、補充裁判員の方がおられるし、その日でもすぐ手続がとれるから、それはそのときでいいですよっておっしゃっていただきました。だから、私もそうですかということで参加する決意に至りました。いい経験をさせていただきました。以上です。

○司会者

3番の方よろしいでしょうか。

○3番

私も最高裁判所っていう字を見たら、身に覚えがないんですけど、ちょっとどきどきしました。ただ、私もまだ会社に勤めているんですけども、私のすぐ身近な職場の中に、選任はされなかったんですけど、名簿に登載された者が2人おりました、2人とも落選してましたんで、私も選任されるとかいうふうには思ってなかったんです。選任手続当日は職場からこちらに向かったんですが、職場を出るときにその2人のうちの1人が当たるような気がしますよって言われて、着いてみたらたくさんの方がおられたんで、これはそんなに率は高くないだろうと思ってたんですけど、結果的に選任されてしまいました。私はたまたま選ばれましたけども、もし選ばれなかった方々の中に選ばれたいという気持ちの強い方がおられた場合は、ちょっと納得がいかないんじゃないかなと私は思いました。選ばれた後、自分が隣り

の部屋に移動するとき、ちょっと視線を感じましたんで、ちょっとその点だけが今でも気になっております。以上です。

○司会者

選ばれて、視線を感じたということは、とてもやってみたかったという方だったのかもしれないね。

では、4番の方、お願いします。

○4番

裁判所から書類がきたときは何かわからなかったんですけど、二、三日そのまま放置してまして、でもやっぱり見なきゃいけないから見たら、やっぱりって感じでした。裁判所に来たら何か軽いレクチャーがあるのかなというような気持ちで来たら、そのまま抽選、即こういうふうになっています、という感じで、結構日にちが短かったものですから、仕事の調整も難しかったです。3人ほど続けて番号が当たりましたから、やっぱりくじなんだろうなというふうに解釈いたしました。

○司会者

4番さんは、金曜日を選任、翌週火曜日が第1回公判という比較的多いパターンではあるんですけども、それでも少し調整に苦労したということでございますかね。

○4番

はい。

○司会者

ありがとうございます。

それでは、5番の方、お願いします。

○5番

私も働いていますので、最高裁判所から通知がきたときに、すぐ職場に報告しました。その後、裁判所から呼出しを受けまして、選任されるかされないかっていうのはわからなかったんですけども、とりあえず3日ほど休暇の届出を出しました。

選任手続の当日は、恐らく私は当たらないだろう、すぐ帰れるだろうと思っていましたが、選任されてしまいまして、すぐに宣誓をして、翌日から公判が始まりました。

○司会者

恐らく金曜日に選任で、月曜日に第1回という形ですね。

○5番

はい。

○司会者

そういう意味では、会社と調整する時間が短かったという印象ですか。

○5番

午後2時からの選任手続でしたので、選任された後、すぐに連絡をして休みをもらいました。

○司会者

そういう意味では、選任の日から第1回公判までの間に、少なくとも1日は平日の日が挟まっていたほうが調整がしやすいということでございますかね。

○5番

はい。

○司会者

ありがとうございます。

6番の方、いかがでしたでしょうか。

○6番

僕の時も選任手続が水曜日、公判が木、金、判決が月曜日とかなりタイトなスケジュールで、その選任手続のお知らせには、選ばれたときにはこの日とこの日は来てくださいということが書いてあったので、あらかじめ職場には、この3日間は休まなきゃいけないからと伝えていました。選任手続が午前中だったんで、選ばれた後、午後に出社して、いろいろ段取りをしておいてということで、そこは大丈夫

でした。ただ、直前に裁判員の方が声を掛けられる事件が起きて、その直後だったこともあって、正直なところ裁判員になって大丈夫かと、ちょっと心配するような声もありました。私の時にも30人近くの方がおられて、正直選ばれるとは思ってなかったんで、しょっぱな、いきなり僕の番号が呼ばれたんでびっくりしました。

○司会者

午前中選任で、翌日からもう法廷が始まるというパターンもあるわけです。この場合のメリットは、トータルの拘束時間が短いという点だと思います。翌日から始まるということは、それだけ短く、コンパクトにできるというメリットもあるんですが、その反面、調整の御苦勞等あったと思いますが、もうちょっとこうだったらよかったっていうような御感想は何かございますか。

○6番

僕自身にとっては、1年間のスケジュールの中では、ちょうど6月の終わりころは割と調整がしやすい時期ではあったんですね。ですから、飛び飛びとかになるよりは連続でよかったかなと思いました。間に日にちが空いて仕事に行っても、なかなか仕事が手につかないような気もしなくもないですので、むしろ通しであったことが僕にはよかったと思いました。

○司会者

ありがとうございます。

皆様から、選任手続のところまでの感想をいただきました。先ほどから話にも出ていますとおり、会社での日程調整、あるいは育児、御家族の病院への付添いなど、いろんな事情があろうかと思imasuので、その調整のための時間を確保する必要と、他方で拘束時間が短いほうが負担が少ないという両面があって、裁判所としまして、どの辺りでバランスをとったらいいのかなというところは考えているところでございます。皆様から今、貴重な御意見をいただきましたので、また参考にさせていただこうと思imasu。

それでは次に、公判段階の話に移りたいと思imasu。

最初に、検察官、弁護人から冒頭陳述という、それぞれの立場からの事件に関する見立て、あるいは主張を述べてもらって、次に、具体的な証拠、例えば調書、写真、図面等の取り調べ、さらには証人尋問、被告人質問というふうに進んでいくわけでございます。

その中で検察官や弁護人の作成された資料がわかりやすかったかどうか、証拠の分量が多すぎたり少なすぎたりしなかったのかどうか、証拠調べあるいは説明の内容がわかりやすいものとなっていたのか、それとも何やってるのかわかりにくかったのか、自分の立ち会った事件を振り返られての御感想をうかがいたいと思います。

1番の方、どうでしょうか。

○1番

検察官はプレゼンテーション能力もすごく高く、こちらの疑問を挟む余地がないぐらい事細かく説明されました。また、いろいろ詳細な資料を全て用意されて、各裁判員に1人ずつ視線を合わせながら、訴えかけるようにプレゼンされたんですけど、弁護士の方は、国選弁護人の方だったんですけど、余り内容を把握されてないように何となく頼りなく感じられました。

○司会者

事件が違うので事情はわからないと思いますが、弁護士の立場から何かございますか。

○川原弁護士

おっしゃるとおりであれば、弁護士会としては残念なことだと思います。裁判員裁判以外の事件ですと、弁護人は捜査のときからずっと携わってるんですけど、検察官は、ある程度大きな庁になってくると、捜査担当の検事と、公判担当の検事が違うことがあって、逆に、私の経験上、もちろん少数なんですけど、公判担当の検事が事実をよく把握されていないという印象を受けることもあります。ただ、裁判員裁判ですと、やはり検察官も十分準備されていると思います。裁判員の方一人一人の受け取り方も違うところがあるかもしれませんので、全ての裁判員の方にしっ

かりとわかってもらえる弁護技術っていうのは、なかなか難しいとは思いますが、我々も、研修を通じて、個々の技量を向上させる努力はもちろん続けています。

裁判員裁判も7年経ちましたので、若手の弁護士は、弁護士になる前の司法修習段階から裁判員裁判を経験しているところもありますし、他方で、ベテランの弁護士の中には、裁判員裁判はやりにくいなという声を耳にすることもあります。

ただ、国選だから悪いということは、恐らくないと思います。これは裁判官が一番よくわかってると思いますし、私選の弁護人がすぐれているということも、恐らくないと思います。

○司会者

今、紹介がありましたとおり、弁護士会としても、日弁連から講師を招いて各地で研修会を行ったりされているということはいかがでしょうか。ただ、検察官と弁護人では、担当する事件の絶対量がかなり違いまして、弁護人ですと多い方でも年に1件か2件くらいではないでしょうか。

それでは、2番の方、何か気づかれたことや御感想がありましたらお願いします。

○2番

淡々と公判が終わったような気がします。

○司会者

特に検察官、弁護人の法廷での主張や立証活動に変だなということは感じなかったということでしょうか。

○2番

それは感じませんでした。初めての経験でしたので、こんなものかなというような感じです。

○司会者

簡単に言えば、私ども法曹三者は、見て、聞いて、わかる裁判というのをモットーにしているところなんですけど、法廷での説明や証拠調べを見聞きして、大体自分なりに理解あるいは納得できましたでしょうか。それとも、評議室に戻って、何

か書類を読まれていましたけど、あの証拠は何だったんでしょうかというようなことを裁判官に聞いたり、他の裁判員と話し合って初めて、あの証拠はそういう意味だったのかというのがわかったといったことはなかったでしょうか。

○2番

どちらかと言えば後者の方です。

○司会者

ありがとうございます。法廷で全てが消化できたというよりも、評議室に一旦戻って、改めて振り返ってやっと得心がいったような感じがしたということですね。

○2番

はい。

○司会者

ありがとうございます。

3番の方、いかがでしたでしょうか。

○3番

検察官の資料が足りているのかとか、詳しすぎなかったかということに関しては、他の事件との比較もできませんので言えないんですけど、我々一般の者が法廷で説明されていることを理解できましたので、私は十分だったのではないかなと思っております。

○司会者

ありがとうございます。

では続いて、4番の方。

○4番

私は、法廷で検察官の方が説明されていることがよく理解できませんでした。割と量が多く、長い説明だったということで、後で裁判官から詳しく説明していただいて判断することができました。事件によっては、法廷で見聞きするだけでは十分に理解ができないこともあるんじゃないかなというふうには感じました。

また、先ほど1番の方がおっしゃったように、弁護士さんに対しては、もう少し熱意が感じられたらなというようなことも思いました。

○司会者

4番の方の審理では、調書朗読と申しまして、共犯者とか、事件関係者が捜査機関で述べたことをまとめた書類の朗読が結構な分量あったんだらうと思うんですが、その点についてはいかがですか。

○4番

確かに量が多かったと思います。法廷で聞いただけでは、頭の中で整理ができなかったです。

○司会者

そうすると、証人尋問、被告人質問という形で、直接話を聞くのと、調書の朗読を聞くのとでは、どちらがわかりやすいと思いましたが。

○4番

被告人質問です。

○司会者

やはり実際に聞いたほうがわかりやすかったということですか。

○4番

はい。

○司会者

ありがとうございます。

では、5番の方、お願いします。

○5番

私は、検察官の冒頭陳述が結構わかりやすかったと思いました。また、写真、実況見分調書などの証拠も結構わかりやすかったです。ただ、証人として出てこられた事件の被害者でもある被告人の父親の話していることがよくわからなかったのと、社会福祉士の方の専門的な言葉がわかりにくかったです。

弁護士の方は一生懸命やっておられまして、話の流れとか、話の内容とかも結構わかりやすかったように思います。

○司会者

ありがとうございます。では、6番の方、お願いいたします。

○6番

例えば1番の方もおっしゃってますけど、検察官の資料は、カラーで、要点を赤字、太字にしてあったり、かなり凝った作りになっていて、それが今思えば裁判員へのアピールだったなというところがあります。

弁護人の資料は、白黒で、普通に字が書いてあるといった具合の資料だったので、事案的にも特に争うつもりはないという意味で、弁護側のテンションがちょっと低いのかなと感じました。

○司会者

資料もやはりカラーで、見やすいもののほうがわかりやすかったということですかね。

○6番

もちろん、検察官の資料には、いろいろと事細かに調べられているなというのを感じましたし、書いてあることの中から要点をしぼるためにカラーにして、太字にしたり、赤字にしたり、強調するための工夫があったのかなと思いますし、そこがすごく印象に残っています。

○司会者

ありがとうございます。

ところで、公判段階のことについて少しうかがいたいところがございます。

4番の方については、証拠調べの中で、加害行為を再現した動画を御覧になったと思います。それに関して、例えば、実際に法廷で加害行為の再現を見る必要はお感じになられたのか、それとも、動画で十分だったのか、いかがでしたか。

○4番

動画でも迫力がありました。実際に見たほうがもっと怖いのですが、あれで十分でした。

○司会者

凶器の威力の強さ、危険性についても、十分わかったということですかね。

○4番

はい。

○司会者

ありがとうございます。

そのほか、皆様裁判員ということで、直接、証人や被告人に質問する機会もあったと思いますが、実際に質問された方はいらっしゃいますか。

(4人の経験者が挙手)

本当は質問したかったんだけど、何となくしにくかったとか、こういうふうにしてもらえれば質問しやすかったとか、何か御意見、御感想はございませんか。

○6番

裁判長からは、公判中に裁判員からの質問という時間を設けることも可能ですよと御説明いただきましたが、当日の印象としては、こっちが聞きたいことは全部検察官から被告人に聞いてくれているように感じたので、それ以上聞くことはないというのが率直な感想です。

○1番

私は質問しました。私がした質問は、検察官もされてなかったんで、事前に裁判長に質問していいですかと相談して、どうぞとうかがったんで質問させていただきましたけど、やっぱり自分の中で納得のいってないことがちょっとでもあると、後で評議になってからは何も聞くことができないんで、私の場合、被告人に対しても、証人の警察官に対しても、私が疑問に思ってたことは聞けたので、非常に参考になりました。

○司会者

自分で質問してみて、きちんと納得できたので、質問してよかったということですかね。

○1番

はい。

○司会者

ほかに何か御感想ございますか。

○6番

質問しなかった理由がもう1つあります。私が担当した事件の被告人は、全く反省してるように見えなかったというのがありまして、その雰囲気はかなり検察官がヒートアップするという一幕があったような気がするんですけど、私自身としては、もう聞くことがないなと感じたということもありました。

○司会者

ありがとうございます。

それでは、一旦ここで少し休憩を取らせていただきたいと思います。

(休憩)

○司会者

それでは再開させていただきますが、もう少し公判段階でのことについて、皆様方のお話をうかがいたいと思います。

いわゆる刺激的な証拠について、皆さん方の精神的な負担を軽減する趣旨で、被害者の負傷状況とか、御遺体の状況をありのままに撮影した写真については、限定した証拠調べを行っているところなんですけれども、やはり、凄惨な証拠であっても、事実をありのままに見てほしいという検察官の立場、あるいは御遺族、被害者側の思いもあるということなんです。

この点について、そのような写真であっても見たかったというような御希望があるのか、それとも今の程度がいいんじゃないかということなのか、皆様の御意見をうかがいたいと思います。

1 番の方からお願いできますか。

○1 番

私の事件では、お一人亡くなって、一人重傷ということは争いがなく、重傷の方の写真は、ただ包帯を巻いている姿を見せていただいたんですけど、亡くなっているお一人については、もう写真を見なくてもわかることだったんで、あれで適正だったのではないかと思います。

○司会者

2 番の方、いかがでしょうか。

○2 番

担当した事件では写真はありませんでしたが、仮にあったとしてもできれば見たくないです。

○司会者

3 番の方、いかがでしょうか。

○3 番

私の事件も少しけがした程度だったんで、あの写真でそれ以上の必要はないかと思っています。

○司会者

ありがとうございました。

4 番の方、いかがでしょうか。

○4 番

凶器の写真と実物も見せていただきましたので、あれくらいでよかったと思いますし、凄惨な写真は受けとめる自信がありません。

○司会者

5 番の方、いかがでしょうか。

○5 番

自分のところは被害者の方の頭が切れてる写真を見ました。結構切れておりまし

て、あと実況見分調書の中で、血痕が付着した写真を見ました。別にそれを見たからって、私は別に気分が悪く感じるようなことはありませんでした。ただ、死体の写真がカラーで出たら、わからないかなとは思いますが。

○司会者

では、6番の方、いかがですか。

○6番

私が携わった裁判というのは、被害者の方が手をナイフで切られるけがを負った事件でしたが、写真自体は、傷跡はしっかり残っているものの傷口がふさがった後のものと、血が車のハンドルについた写真がありました。僕自身はそれでショックを受けることはなかったですけど、苦手な人はちょっと見るのがつらいんじゃないかというのはちょっと思いました。

○司会者

ありがとうございました。

では、次に、評議の段階の感想をうかがおうと思います。まず1点目として、評議のわかりやすさ、あるいは自分たちが参加してのやりがいみたいなことについて御感想をうかがいたいと思います。

2点目は、量刑データをもとにしたがらの評議というものについて、どのような御感想を持たれたのか、うかがいたいと思います。

1番の方、いかがでしょうか。

○1番

裁判員の人って一番難しいのが量刑をどこにするかだと思うんですよ。私の場合、全国の量刑のデータがずらっと出てくる中から、1つずつ見ていったんですが、こんなふうにして量刑って決まってくるんだなというのが1点と、あの資料を見たら、事務手続のように、自分の感情を挟む余地もなく、そのまま当てはめていくと結論が導き出されたというような記憶があります。その事件独自の量刑というんじゃなくて、この事件、事故が全国どこで起きても、多分ほぼ同じような範疇に収まるの

かなということは思いました。

○司会者

ありがとうございました。

2番の方、いかがでしょうか。

○2番

特別な感想はありません。

○司会者

ありがとうございます。

3番の方はどうですか。

○3番

全般については特にはないんですけど、量刑につきましては、基本的には1番の方が言われたのと私もほぼ同じ感触を持っています。データを説明されるときに、このくらいの犯罪だったらこのくらいの量刑だよというふうに説明していただき、その上で、今回の事件は大体このゾーンに入るのでしょうかねという形で示していただきました。

○司会者

当該事案に応じた幾つかの要素で量刑検索をするとグラフが出てきて、重い部類だとかこういう事情がありますね、軽いものだとかこういう事情がありますね、本件だとどの辺りになるのでしょうか、重い部類でしょうか、軽い部類でしょうかというようなことを検討したんだろうと思います。

それでは、4番の方、いかがでしょうか。

○4番

一生懸命被告人の事を考えてみんなで議論したと思います。なぜ、このように言うのかというと、裁判官の方が犯罪者のことをここまで一生懸命察しながら考えてくださるんだということに正直驚きました。

グラフも確かに大変役に立ちましたし、勉強になりました。

○司会者

ありがとうございました。

では、5番の方、いかがでしょうか。

○5番

評議については、いろいろな人が集まっているので、いろいろな意見がありました。データベースの量刑グラフを見せていただいて、同じような事件だとかこういう量刑になりますよってというのはわかりましたけど、全く同じ事件はないと私は考えておりますので、自分で考えて、自分の量刑意見を述べました。

○司会者

量刑グラフについては参考になったということでございますね。

○5番

参考になりました。

○司会者

ありがとうございました。

6番の方、お願いします。

○6番

私のときは、量刑グラフに、確か1件だけ飛び抜けて長いのがあって、あとは大体同じくらいでした。最終的には弁護側の意見と同じ判決になったと記憶してるんですけども、裁判長が執行猶予とか保護観察について非常にわかりやすく説明してくれて、個人的な感想ですけど、雰囲気としては満場一致みたいな空気でした。特に裁判長から誘導されたという感じはありませんでした。

○司会者

ありがとうございました。

1番の方どうぞ。

○1番

裁判長が覚えているかわからないんですけど、私の担当した裁判について、2点

ほど私の意見を判決に入れてくださいとお願いしたんですけど、裁判長は、それを判決に入れるわけにはいきませんが、私の言葉として最後に補足して言いますって言われて、実際に判決文を読み上げた後に、裁判長からのお話ということで発言してもらったということがありました。

○司会者

今のはちょっとわかりにくいかもしれませんが、判決後の説諭として、皆様の御意見としてお伝えしましょうという話をして伝えさせていただいたということですかね。

○1番

はい。

○司会者

ありがとうございます。

評議というのはやり方が決まっているわけではございませんが、大まかな流れについては恐らく全国どこでも同じなんだろうとっております。その中で、皆様からの御意見を取り入れていく工夫というのは、各裁判体においてなされているんだろうと思います。そういう観点から何か御意見、御感想はございますか。

では、1番の方お願いします。

○1番

先ほど事務的に進んでいったということを言いましたけど、全国の裁判例がないと、もう何が何だかわけがわかりません。裁判員6人に補充裁判員も入れたら8人いて、收拾がつかなくなると思います。裁判例を見て、これだけのことをしたのにたったこれだけなんだという私自身としての思いはありますけど、やっぱり示してもらわないと、初めて裁判員を経験する者にとっては、自分だけの力ではちょっと判断が難しいと思いました。私にとっては、量刑の資料はとても重要なものでした。

○司会者

ありがとうございました。

裁判員の方々にはいつも申し上げていることなんですけど、量刑データというのは、同じ事件は1つもないという前提で、同じような種類の事件の大まかな量刑の傾向を見るためのものです。ですから、この量刑の傾向から大きく外れることがあっても構わないんですけれども、その場合は、私たちで、なぜそうなるのか説明しないとイケないですよというお話をさせていただいたんだろうと思います。また、その点はもう御理解いただいていることと思います。

それでは次に、皆様方からいただいた御質問がございますので、それについても触れていきたいと思います。

まず、裁判員制度はこれからも必要なんでしょうか、裁判員というのは、裁判官、検察官、弁護人の立場からどういう意味を持っていますかというような御質問をいただいております。裁判所から見て、裁判員、裁判員制度というのはどういうものと捉えていますか。藏本裁判官お願いします。

○藏本裁判官

第2刑事部の藏本でございます。一言でいいますと、私にとっては非常に良い制度であると考えています。したがって、今後ともますます発展させていけるように、裁判官としても一層努力をしていきたいと思っていますし、皆さん方とともに子供のように大事に育てていきたいというふうに思っております。

本日は経験者の方にお忙しいところおいでいただき本当にありがとうございました。皆様方にはそれぞれの事件の公判期日に携わっていただいたのみならず、本日の意見交換会にお時間を割いて参加していただいたという、この1つの事実をもってしても、皆様方が、いかに熱心に事件について、あるいは裁判のことについて真剣に捉えられているかということがよくわかるんだろうというふうに、傍聴されている方々もおわかりになるんじゃないかと思います。

実際の評議の中身をお見せすることができないので、非常に残念なんですけれども、実際の評議は先ほど4番さんもおっしゃっていただいたように、その被告人のこと、そして被害者のこと、また周囲に与える影響、今後のことなどについて、本

当に皆さん膝を突き合わせて、真剣に話をしていくんですよね。短い事件であっても3日間、長い事件ですと1週間、2週間、1か月と、それだけの期間、皆様方と一緒にやらせていただくことになります。

その結果、最後の判決の段階になったときは、まさにその裁判官と裁判員が1つのチームとなって協働して判決をつくり上げるということで、私も裁判員裁判の判決のときは、自分の判決のとき以上に非常に自信を持って言渡しに立ち会えると、こういうふうに思っております。

このように裁判員と裁判官が協働するという意味で、非常に良い制度だなと思っております。実質的に見ても、例えば評議のときなどで裁判員の方、補充裁判員の方の御意見を聞いて、はっと気づかされる場面が非常に多くございました。

また、証人尋問、被告人質問の中でも、自分が気づかないような視点で質問をしていただいて、はっと気づかされることも多々ございました。そういう意味でも、事件の見方に厚みが出てくると実感しています。

したがって、いろんな経験を持った方、いろんな感覚、視点を持った方が集まって様々な角度から議論し、判断をするという意味で、結論的にも良いものになっていくんじゃないかというふうに捉えています。

量刑につきましても、先ほどデータという話がありましたが、やはり量刑は時代とともに動いていくものでして、一般の方々の視点や肌感覚を少しずつ汲み上げつつ、ゆっくりではありますけども動いていくと思いますので、裁判員の方々と一緒に話し合っただけで量刑を決めていくという意味でも非常に良い結論に至るんじゃないかなと思っております。

裁判員制度は約7年経ちましたけれども、いまだ発展途上です。何が正しいかということがまだ完全には決まっていない中で試行錯誤しながら我々は今やってる最中です。

したがって、本日は非常に貴重な御意見を皆様方からたくさん頂戴しましたので、それを踏まえて、裁判員裁判がよりよいものになるように、裁判官として今

後とも努力していきたいと思っております。

○司会者

では、検察官の立場からお願いできますでしょうか。

○松永検察官

小倉支部の松永でございます。まずは当然のことながら、我々検察官にとって、裁判員の方々には、裁判官と同様に検察官の主張や証拠をちゃんと理解して、事案に即した適切な判断をしていただく方々という存在です。

ただ、それだけでなく、私としての個人的な意見になりますけども、裁判と全く関係のない一般の人たちにとっての窓みたいな存在というふうに考えています。裁判を通じて御覧いただいたと思いますが、例えば全く関係のない第三者の善意の協力で事件が解明されていくというのも目の当たりにされたことと思いますし、警察官が比較的地道に頑張ってるんだなと実感していただいたこともあるんじゃないかと思います。そして、縁遠い存在の裁判官も一つ一つの事件に真摯に向き合われているなど実感されたんじゃないかと思います。

そういったことを理解していただいて、またそれを周りの方に説明していただくというのは、刑事裁判、司法制度にとってとても有意義なことだと思います。もちろん逆に厳しい御意見を持たれることもあるかと思いますが、それもただ何も現場を見ないで、憶測とか偏見で御批判を受けるよりも、ちゃんと現場を御覧いただいた上で、この点についてはこう思ったといった御意見をうかがうことは、とても有意義なことだと思っております。ぜひ良いことも、あるいは批判的なことも含めて、実際の現場の様子を、もちろん評議の秘密は別として、周りの方にいろいろ御説明していただいて、窓みたいな存在になっていただければと思います。

○司会者

ありがとうございます。弁護人の立場から一言、いただけますでしょうか。

○川原弁護士

弁護士の川原です。先ほどから裁判員の皆様の率直な御意見、大変参考になりました。

した。

裁判員裁判についても、やはり目的は公正な裁判を実現するというところから始まっているもので、その目的はかなり達成できているのかなというのが正直な感想です。弁護士にとっては、制度が始まる前は、刑が重くなるんじゃないとか、そういう心配をされる方もいましたけども、実際にやってみて、有罪、無罪、量刑も含めてすごく適切な判決をいただいていると思っております。

弁護人として心がけているのは、やはり、弁護人というのは黒を白にする人、とにかく被告人の刑を軽くする人というふうには思われたいことです。

やはり弁護人も、目的は検察官や裁判官とそんなに変わらなくて、違う方向から光を当てて真実を明らかにしていくという職責であると思っています。だから、もちろん被告人の立場に立って活動するわけなんですけれども、検察官とは違った角度から当てることによって、本当にその事件の判決にとって適正なものを判断していただくというような職責だと思っています。

その職責が達成できてるかどうか、わかりませんが、これからも研鑽を深めて公正な裁判を実現できるように、一生懸命努力していきたいと思っています。

○司会者

ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、これから裁判員になられる方々についてのメッセージを一言ずついただければと思います。

では、1番の方からお願いします。

○1番

私にとっては、選任手続に参加することは義務でした。もしかしたら選任手続の呼出しに、出席しない方も相当数おられるんじゃないかと思うんですが、もちろん個人の事情もあるのでしょうけど、やってみて本当にわかることっていうのがあるので、何もやらないよりも、やってみたほうが良いと思います。自分の人生経験においても、裁判を一度経験するっていうのは、とても有意義で、より自分の人生の

勉強になるんで、私は自分がやってみてよかったなと思ってます。

○司会者

ありがとうございます。

2番の方、お願いします。

○2番

私も参加させていただいて、よかったと思っております。表現が本当に下手で申し訳ありませんが、どういう基準で選ばれているのかはわかりませんが、私の今の考えから申しましたら、もうちょっと若い方、30代とかおられたら、もっと別の意見が出るのではないかなと思いました。

○司会者

若い方も積極的に参加してもらいたいということですか。

○2番

はい、そうです。

○司会者

3番の方、お願いします。

○3番

私も経験させていただいて、本当にありがとうございます。一般の者でこういう裁判に参加したのは初めてですけども、初めは気持ちも腰も引けてたんですけども、裁判長がすごくわかりやすく、フランクに説明してくださるんで、何とか3日間過ごすことができました。終わってみたら、やっぱり参加させていただいて本当によかったと思いますので、今後選ばれる方も、臆することなく飛び込んでいただければと思います。

○司会者

4番の方、お願いします。

○4番

私本人としては、今後裁判に参加することはないと思っておりますが、義務でもあ

るので、選ばれたら、できるだけ若い人たちにたくさん参加していただきたいと思います。

○司会者

ありがとうございました。

では、5番の方、お願いいたします。

○5番

私も思ったんですけれども、裁判員候補者になったら、一度裁判所へ足を運んで、裁判を傍聴することをお勧めします。それからできるだけ辞退しないでほしいと、私は願ってます。世界の主要国でも、陪審制度とか参審制度とか国民が参加する制度があつて、日本だけが特別というわけではありませんので。裁判官ってテレビで見ると怖いイメージを持つ方もいるとは思いますが、実際に会ってみるとそんなことはなかったですよ。裁判所に行くまでは足が重かったというような人でも裁判員を経験して、帰るときにはやってよかったと、こういう思いになってると思うんですけど、私自身もやってよかったなと思ってますので、ぜひ経験してもらいたいと思います。

○司会者

ありがとうございました。

では、6番の方、お願いします。

○6番

皆様と同じような意見でありますけれども、やはり選ばれたということそのものをプラス思考に考えていただいて、ふつうに生活している中では絶対経験することのないことだと思っておりますので、仕事とか家庭とかの調整がつけばというところではありますけれども、可能な限り都合をつけて、選ばれたならぜひ参加してほしいと思います。知らなくてもいいことを知ってしまうということもあると思うんですけれども、ただ見聞を広めるという意味で、決して無駄にはならないと3日間参加して感じました。今後、特に若い方に積極的に参加してほしいと思っています。

○司会者

どうもありがとうございました。

本日は、率直なお話をうかがい、いろいろと貴重な御意見をいただきまして、大変私どもも参考になりました。基本的な刑事訴訟の法律あるいは刑事裁判の在り方自体は変わってないんですが、裁判員の方が入っていただくことによって、本来の刑事裁判の在り方、すなわち、争点をきちんと定めて計画的に証拠調べを行い、聞くべきところを聞いて判決に臨む、それを合理的な期間内で実施するという本来の在り方っていうのが、裁判官だけの裁判でも目指してきてはいたんですけども、なかなかそれができなかったところに裁判員制度が入ることによって、理想に一步一步近づくことができているんじゃないかと、私自身も思っております。

まだ完成形ではありませんけれども、皆様から本日いただいた御意見とか御感想を取り入れながら、法曹三者で工夫を重ねて、より良いものにしていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして意見交換会は終了させていただきます。

なお、本日は報道機関の方も傍聴されておりますので、御質問の時間をとりたいと思います。それでは報道機関の方をお願いします。

○NHK

本日は貴重な御意見等聞かせていただき、ありがとうございます。早速ですが幹事社として代表質問させていただきます。

まずは、本日の裁判員経験者の意見交換会を終えての感想と、実際に裁判員裁判に参加してみて、裁判員制度の問題点や裁判所に対する要望、何かこういうところは改善してほしいなと思ったところがあるか、その2点についてお願いいたします。

○司会者

それでは1番の方からお願いします。

○1番

もう少し参加者が多いと思っていたので、何かちょっと6人は少ないなと思いま

した。裁判所に対する要望とか、弁護士や検察官の方に対する要望とかは特にございません。

○司会者

2番の方いかがでしょうか。

○2番

特にありません。

○司会者

では、3番の方。

○3番

私は本日参加させていただきまして、裁判官の方、検察官の方、弁護士の方、先ほどの裁判長のお話から、裁判員制度で裁判を行うということの意義がどうしても自分の中でつかめてなかったのが、少し見えた気がしましたので、3日間参加したときよりも、本日のほうが私は有意義に感じております。

要望というのは、特にありません。

○司会者

4番の方、お願いします。

○4番

私も1番の方と同じで、このような席になることを予想しておりませんでした。どちらかと言えば人の意見を聞くほうに回れるのかなと思っていたので、こんなにもしゃべるとは思いませんでした。

裁判所にどういう要望があるかというところ、私が方向音痴なので、裁判所の建物の中で移動をたくさんしましたが、もしここで火災が起きたら、私どうやって逃げるのっていうくらいの感じでいたので、移動がわかりづらかったということだけですかね。

○司会者

わかりました。

5 番の方，お願いします。

○5 番

私の職場には裁判員の経験者が3人おるんですが，みんな同じように意見交換会への参加申込みを出したのに，私だけが声がかかったので，どういうふうな事情で選ばれたのかなというのも気にはなるんですけども，参加してみて，皆様の意見を拝聴しまして，今後の人生の参考にしたいと思っています。

それから，裁判所への要望っていうのは，特にはないんですけども，モノレールの旦過駅から遠過ぎますというふうに思いました。

○司会者

ありがとうございました。

6 番の方お願いします。

○6 番

1 番の方と同じですが，たった6人なんだというのは正直思いました，ただ，公判に参加しただけでは，裁判員制度に対する，裁判官，検察官，弁護士さんのお話を直接お聞きする機会っていうのは，まずないことだと思いますので，非常にいい経験ができたと思います。

○司会者

ありがとうございました。

他に個別の質問はありますか。

○毎日新聞

本日は貴重な御意見を聞かせていただいて，どうもありがとうございました。

皆様に心当たりとか，思う部分があったらおうかがいしたいんですけども，裁判員裁判を終えた後の生活の中で，例えば当然評議の中身等も含めて，守秘義務が発生する部分があって，これが負担に感じたことがあるかということと，あともう一つ，裁判員裁判を終えた後に，例えば我々の報道などでいろんな事件のニュース等を見ることもあると思いますが，そういう事件にふれたりとかすることも含めて，

裁判員を経験して、自分の中で変わった部分とか、あるいは物の見方で少し変わったというところがありましたら、その負担に感じる部分、変わった部分、プラスになった部分についてお聞かせください。

○1番

特に負担に感じることはないです。私の性格もあるかもしれないですけど、もう裁判所から出たら忘れてますので、それについては一切考えないようにしてました。新聞報道とか、マスコミ報道なんかを見る際には、経験が参考になることがとてもありますので、もしこれから選ばれる方には、ぜひ経験していただきたいと常に思っています。

○司会者

ありがとうございます。2番の方は。

○2番

関心が強くなりました。テレビ等で事件がたくさんありますけど、私こんなの許せないとか、怒りを感じるのが強くなったりとか、やっぱりかなり自分的には変わったと思います。いい経験させていただきました。ありがとうございます。

○司会者

守秘義務の関係で、何か御負担とかいうのはございませんでしたか。

○2番

そうですね。守秘義務というのを体験したこと自体が、少し負担なのかなという気がしています。

○3番

守秘義務の負担ということに対しては、もう全く感じておりません。むしろ自分の生活の中で、守秘義務というか、きちんと出さないところはおさえる、出すべきところは出すというのが逆にいいほうに働いている気が少ししてます。

○4番

私も守秘義務に関しての負担は感じておりません。経験して何が変わったかとい

うと、ニュースの報道、新聞の記事の書き方などに今までより関心度が強くなりました。

○5番

私は守秘義務については別に負担は感じませんでした。裁判員を経験してからは、新聞を見て、どんな裁判か興味を持つことが増えたと思います。機会があればもう一度やってみたいなと思っています。

○6番

守秘義務については、個人的にちょっと、実際に仕事の業務でちょっとかかわっていたので、常に意識はしているんですけども、負担に感じるということはなく、かえって守秘義務は非常に大切なことだという認識が深まったと思いました。あと、実際の報道については、こんな事件の裁判があつて、こういう判決が出ましたというところだけしか見ないことのほうが多いんですけども、そういうものでも今までは全く興味を持ってなかったのが、少し別の興味を持つようになったというところで、やってよかったなとは思いました。

○司会者

ありがとうございました。

○RKB

少し突っ込んだ質問になるんですけども、先ほど6番の方が、5月に発生した声掛け事件を受けて、職場や家族の方が心配されたということをおっしゃってましたけれども、裁判員の不安感の解消とか、安全確保については、裁判所も法廷の開廷前に注意を呼びかけるなどの対策を行っているんですが、本日参加された裁判員経験者の方で、こういった対策をしたほうがいいんじゃないかといった御意見があれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○司会者

では、御意見のある方はお願いします。

○1番

裁判は、希望すれば誰でも傍聴できるじゃないですか。傍聴席にいる人たちは裁判員も全員見えますよね。だから毎朝集合場所に上がってくるときも、エレベーターで他の一般の方と同じだったんですけど、事件の後にふっと思ったのは、庁舎に入るときと出るときの動線は、別の動線を確保したほうがいいんじゃないかなと思いました。

○6番

実際に私が携わった公判の期間というのは、裁判所に来る日は家からどうやって来ますかというようなことを聞かれて、帰るときもどうやって帰られますかということを知られて、いろいろ裁判所も考えて気を使っているのかなというのは思いましたけれども、ただ逆にそれ自体が目立つかなというのは個人的には思いましたので、まだ改善の余地はあるのかなと思いました。それと、なかなか難しいとは思いますが、やっぱり傍聴席から裁判員の顔が丸見えなんだと、逆に今回の5月の事件で思いました。傍聴席っていうのはさっきも言ったように誰でも入れて、全てオープンなんだというところで、改めて自分が携わった裁判員裁判はすごく重いんだなと感じました。

○司会者

ありがとうございました。

本日は長時間にわたりまして、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。今後とも、私たちはこれを糧にまた工夫を続けて参りたいと思います。本日はどうもありがとうございました。